

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	産業政策課	整理番号	1-5-1
許認可等の種類	協業組合の事業転換の認可			
根拠法令条例等・条項	中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項			
許認可等の概要	協業組合は、需要構造その他の経済的諸事情が著しく変化したため事業の転換を行う必要が生じた場合には、知事の認可を受けて組合員が営む事業以外の事業を行うことができる。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難)			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	概ね3週間(国と共管の場合は1か月)			
期間の制定根拠	申請書を審査するのに必要な期間			